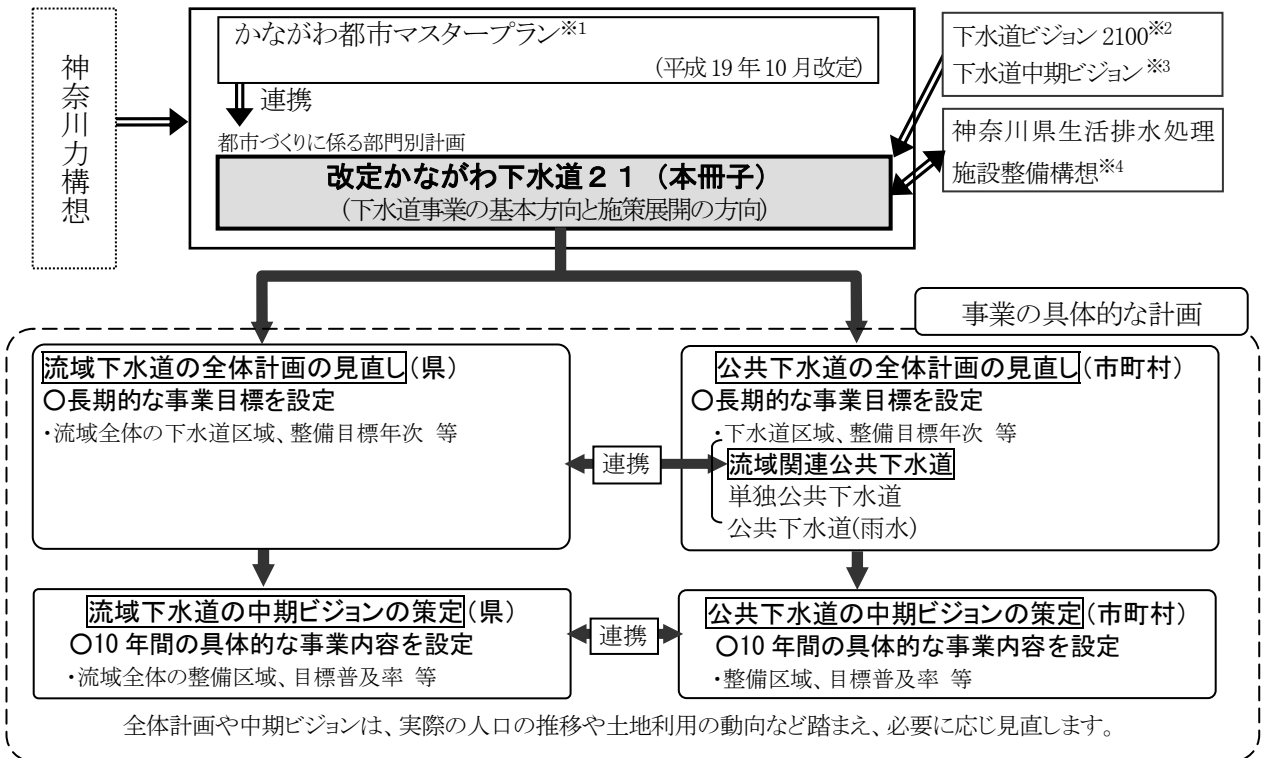


I 「改定かながわ下水道21」の位置づけ

「改定かながわ下水道21」は、「神奈川力構想」を補完する「かながわ都市マスタープラン※1」の部門別計画として、下水道事業の基本方向と施策展開の方向を明らかにし、県及び市町村が実施する下水道事業の整備と維持運営の指針となるものです。

【「改定かながわ下水道21」の位置づけイメージ図】



※1 広域的な都市づくりの基本方向を示すことによって土地利用、社会資本整備、市街地整備を総合的かつ計画的に推進することを目的とした、「神奈川力構想」を補完する都市づくり分野での基幹的な計画
神奈川県 県土整備部 都市計画課 (平成19年10月改定)
<<http://www.pref.kanagawa.jp/keikaku/tosiseisaku/frontpage.htm>>

※2 長期(100年)の将来像を見据えた下水道の方向性、それらを具体化する様々なアイデアなどを提示したもの
国土交通省都市・地域整備局下水道部 (平成17年9月策定)
<http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/04/040902_2_.html>

※3 概ね10年程度の下水道政策の基本的方向と施策毎の整備目標及び具体施策の考え方をとりまとめたもの
国土交通省都市・地域整備局下水道部 (平成19年6月策定)
<http://www.mlit.go.jp/crd/sewerage/shingikai-iinkai/keikaku/keikaku_matome.html>
国土交通省関東地方整備局、1都8県4政令市 (平成21年4月策定)
<http://www.ktr.mlit.go.jp/kyoku/city_park/business/town/drainage/vision.htm>

※4 生活排水処理施設の整備手法(下水道や合併処理浄化槽等)を市町村の一般廃棄物(生活排水)処理基本計画と調整しながら定めた構想
神奈川県 環境農政部 大気水質課 (平成16年3月改訂)

< >は、該当計画をご覧頂けるホームページアドレスです。

参考

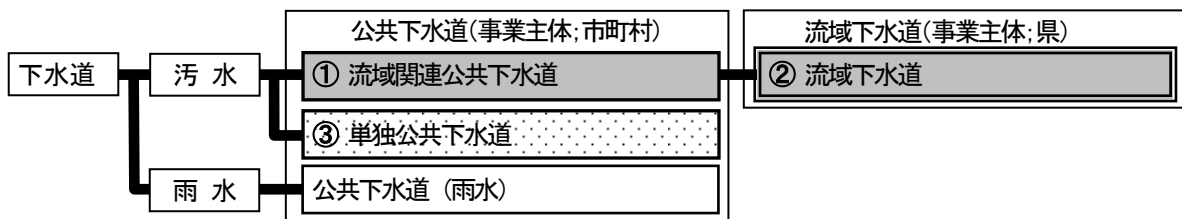
下水道事業の県と市町村の役割と県内の状況

下水道事業は、生活雑排水等の汚水を排除(取り除き)・処理(きれいに)して、公衆衛生の向上等に役立つほか、雨水を排除又は貯留(貯めて)・浸透(浸み込ませて)して浸水被害を防ぐことを目的としています。

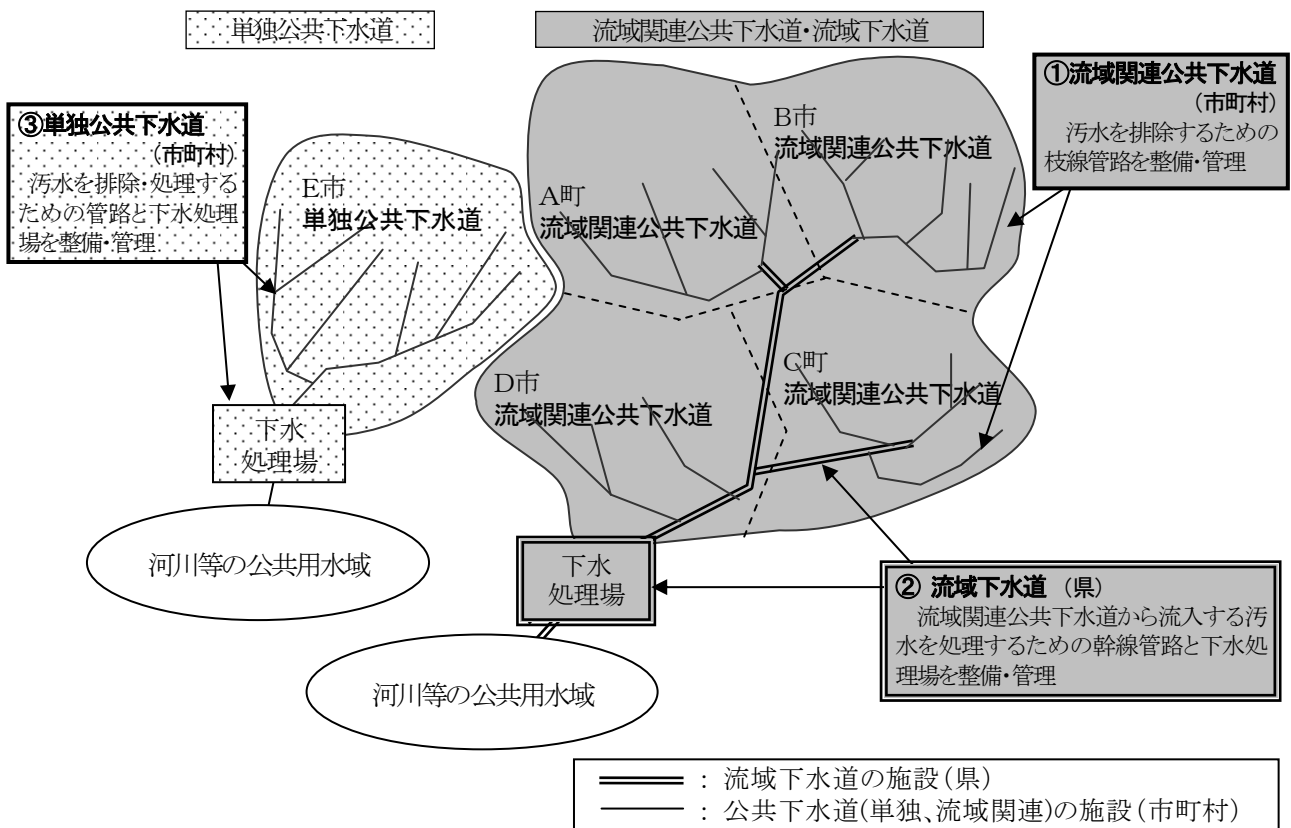
整備や維持運営にあたっては、市町村を事業者とする公共下水道が基本となっていますが、相模川と酒匂川の流域では、流域下水道として県が事業者となり、市町と連携し整備や維持運営を行っています。

【下水道事業の体系図】

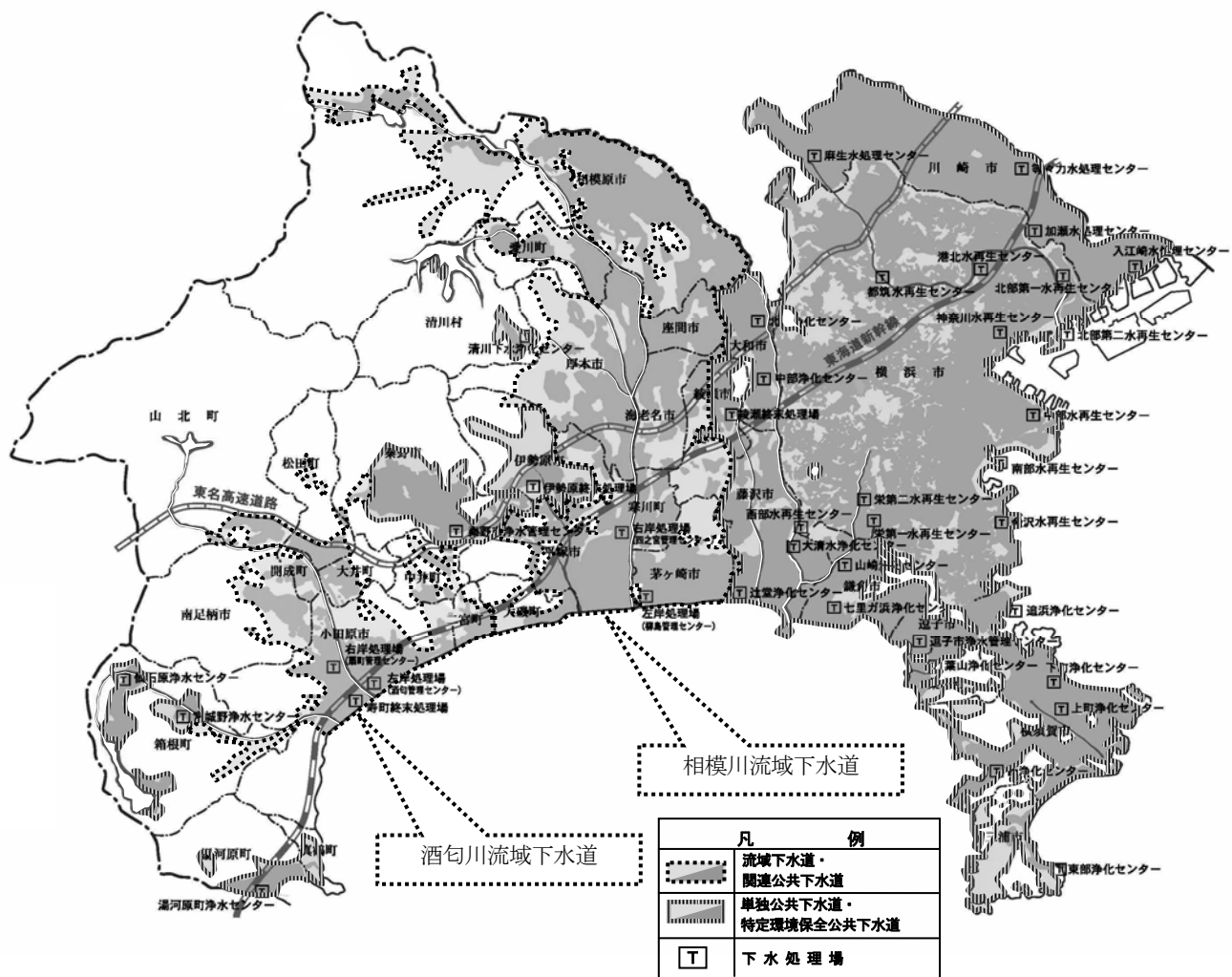
市町村が事業者となる公共下水道には、「①流域関連公共下水道」と「③単独公共下水道」の2種類があります。「①流域関連公共下水道」は、県が事業者となる「②流域下水道」と連携して整備や維持運営を行っています。「③単独公共下水道」は、市町村が単独で整備や維持運営を行っています。



【下水道事業のイメージ図<汚水>】



【県内の下水道事業〈污水〉の状況】



※ 濃い塗りつぶしの部分は、整備済みの区域です。(平成20年度末)

【下水道以外の汚水の処理方法】

生活雑排水等の処理は、下水道以外に合併処理浄化槽、農業集落排水施設などにより行うこととなります。

- ・合併処理浄化槽：し尿と生活雑排水を併せて処理する施設、各戸に設置
- ・農業集落排水施設：農業集落の生活改善、農業用排水等の水質保全を図るため、設置される集合処理施設

【下水道事業〈雨水〉】

公共下水道事業の雨水については、市町村が事業主体となり、汚水の管路とは別に雨水の管路を整備・管理し、雨水を河川等の公共用水域へ放流しています。

(古くから下水道を整備している市では、汚水と雨水が同じ管路等に流入する合流式下水道で整備されたところもあります。)